

# 令和5年度『奥州市物価高対策重点支援給付金』

## 支給対象確認フロー

給付は1回限り！

奥州市以外の市区町村から

令和5年11月に国が決定した物価高対策を受けて、全国の市区町村が実施する住民税非課税世帯への給付金（7万円）の支給を受けている場合は、二重給付となるため奥州市からは給付しません

令和5年12月1日時点で奥州市に住民登録している世帯ですか？

はい

世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税ですか？

はい

世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族（別世帯も含む）から税法上の配偶者控除、扶養控除（年少扶養を含む）の対象になっていませんか？

【支給されない世帯の例】

- ・一人暮らしの学生で親（課税）に扶養されている
- ・高齢者二人暮らしで二人とも別世帯の子（課税）に扶養されている

はい

今年7月から10月の間に、価格高騰重点支援給付金（3万円）の給付を奥州市から受けましたか？

はい

『支給のお知らせ』が届きます

**申請手続きは不要**  
『支給のお知らせ』に記載の口座へ振り込まれます

いいえ

『支給要件確認書』が届きます

『支給要件確認書』に必要事項を記入し、必要書類を同封して返送して下さい

いいえ

奥州市の支給対象世帯ではありません  
転入前の市区町村にお問い合わせください

いいえ

いいえ

**支給対象外**

**案内通知（『支給のお知らせ』または『支給要件確認書』）が送付されない世帯**

- ・令和5年度住民税未申告の者（一部未申告も含む）がいる世帯
- ・令和5年1月2以降に奥州市に転入した者がいる世帯

給付要件に該当する場合

給付要件に該当と思われる場合は、下記の書類を添えて『申請書（請求書）』による申請が必要です

- 令和5年度住民税未申告の者がいる場合  
⇒住民税申告をした後の申告書のコピー
- 令和5年1月2日以降の転入者がいる場合  
⇒令和5年1月1日時点で住民登録していた市区町村が発行する「令和5年度住民税所得課税証明書」のコピー

【申請書（請求書）様式の取得方法】

- ・市ホームページからダウンロード
- ・本庁福祉課または各総合支所福祉担当グループでの窓口受け取り

※『支給のお知らせ』または『支給要件確認書』は、12月末までに郵便でお手元に届く予定です。

【問合せ先】福祉課地域福祉係（直通 0197-34-2324）